

様式 1

# 事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

(1)名称 医療法人社団静友会

- ①  財團  社團 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2)事務所の所在地 静岡県浜松市中央区鴨江三丁目 80 番 16 号

(3)設立許可年月日 平成 4 年 11 月 5 日

(4)設立登記年月日 平成 4 年 11 月 20 日

(5)役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	河野 誠	
理事	河野 絹子	
理事	河野 通大	
監事	加藤 節子	

## 2 事業の概要

(1)本来業務(開設する病院)の業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団静友会 河野産婦人科医院	静岡県浜松市中央区鴨江三丁目 80 番 16 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床

医療機関コード：2217211008

(2)当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5 年 9 月 13 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 7 月 27 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定  
" 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定

## 様式2

法人名 医療法人社団静友会  
 所在地 静岡県浜松市中央区鴨江三丁目80番16号

※医療法人整理番号 0 3 1 1 6

## 財 産 目 錄

(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 額	63, 951千円
2. 負 債 額	9, 537千円
3. 純 資 産 額	54, 414千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	5, 057
B 固定資産	58, 894
C 資産合計 (A+B)	63, 951
D 負債合計	9, 537
E 純資産 (C-D)	54, 414

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 静友会

※医療法人整理番号 0 3 1 1 6

所在地 静岡県浜松市中央区鴨江三丁目80番16号

## 貸 借 対 照 表

(令和6年 7月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	5,057	I 流動負債	4,419
II 固定資産	58,894	II 固定負債	5,118
1 有形固定資産	16,887	負債合計	9,537
2 無形固定資産	768	純資産の部	
3 その他の資産	41,239	科 目	金 額
		I 出資金	5,227
		II 積立金	49,187
		純資産合計	54,414
資産合計	63,951	負債・純資産合計	63,951

法人名 医療法人社団 静友会

※医療法人整理番号 0 3 1 1 6

所在地 静岡県浜松市中区鴨江3丁目80番16号

英

損 益 計 算 書  
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	38,044
2 事 業 費 用	39,771
事 業 損 失	△1,727
II 事 業 外 収 益	440
III 事 業 外 費 用	29
經 常 損 失	△1,316
税 引 前 当 期 純 損 失	△1,316
法 人 税 等	71
当 期 純 損 失	△1,387

## 様式 5

# 監事監査報告書

医療法人社団静友会

理事長 河野 誠 殿

私は、医療法人社団静友会の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月12日

医療法人社団静友会  
監事 加藤 節子

